

回答書

冠省 当職らは、株式会社メイション（以下、「当社」といいます）の代理人として、貴団体の当社に対する平成24年5月29日付の再申入書に対し、次のとおり回答いたします。

第1 申入れ事項について

1 「スマ婚」ホームページの表示について

(1) 申入れいただいた内容

貴団体より、当社が運営する「スマ婚」のホームページにおける下記表示について、あたかも通常の結婚式費用と比較して著しく低廉な価格で結婚式を挙げられるかのような表示を訂正するようとの申入れを頂戴しました。

記

- ①日本の結婚式は、高すぎました
- ②自己資金16.8万円のヒミツ
- ③従来と同じクオリティの挙式+披露宴を約半額に抑えた
- ④従来より結婚式総費用を約半額に！
- ⑤「スマ婚」なら従来より結婚式総費用の約半額で結婚式が行える
- ⑥スマ婚はどうしてこんなに安くなるの？

(2) 当社の見解

上記申入れの理由として、当社ホームページにおける記載が、「一般消費者に誤認される表示であって、不当に顧客を誘引」するものであり、景品表示法第4条第1項第2号の不当表示に該当するおそれがあるとのご指摘をいただきました。

しかしながら、当社としましては、ご指摘いただいたような不当表示に該当するおそれはないものと確信しております。

ア 低価格の事実

「スマ婚」のホームページにおいても紹介していますが、株式会社リクルートが発行する著名な結婚情報誌「ゼクシー」において、首都圏の結婚式総費用の平均は356.7万円とされております。これに対し、「スマ婚」では、上記と同等、同レベルの結婚式を150万円から200万円の金額にてご提供しております。

従いまして、「スマ婚」において、「従来と同じクオリティの挙式+披露宴を約半額に抑えた」、「従来より結婚式総費用を約半額に！」、「スマ婚」なら従来より結婚式総費用の約半額で結婚式が行える」との謳い文句は、まさに当社が自信を持って新郎新婦の方々にご案内するものです。決して、「一般消費者に誤認される表示であって、不当に顧客を誘引」するものではないと自負しております。

イ 低価格の理由について

次に、貴団体から頂いた、「抽象的に、「スマ婚」システムの費用の安さが強調されております。これでは、「スマ婚」システムを利用した一般消費者が、その期待に反して、従来の結婚披露宴よりクオリティが下がってしまったとの不満を抱きかねません」、「スマ婚」が、従来の結婚披露宴を比べて、質を下げることなく、価格のみ約半額で行いとうとは到底思われません」とのご指摘につき、ご説明させていただきます。

「スマ婚」が低価格化をできた理由として、大きく分けて以下の2つを挙げることができます。

- ①結婚式会場を資産として保有していないこと
- ②さまざまな中間マージン、持込料のカット

(ア) ①結婚式会場を資産として保有していないこと

貴団体から、「スマ婚」が結婚式会場を資産として保有していないことにつき、「自社物件の一室内で行われる宴会と、他社物件の一室をレンタルして行われる宴会とでは、後者の方が宴会にかかる総費用が高額になるのは自明です」とのご指摘をいただきました。また、「常識的に考えれば、会場として貴社とて利益を上げなければならない以上、「スマ婚」システムは、会場のみが利益を上げればよい通常の結婚披露宴と比べて厚利となると考えるのが素直です」とのご指摘もいただきました。

しかしながら、固定資産としての結婚式会場の保有は、取得コスト及び維持コストも相当の費用を要することをご確認いただければと存じます。当然、これらのコストが利用価格に反映されることとなります。一方、「スマ婚」は結婚式会場を保有していないため、取得コスト及び維持コストが発生しません。畢竟、利用価格に上乘せることも不要となります。

また、結婚式会場の「稼働率」についてもご説明させていただければと存じます。昨今は、少子高齢化が進む中、長引く不況も重なり、結婚式の総数自体が減少傾向にあります。すなわち、既存の結婚式会場といえども、すべての週末に予約が入っているわけではありません。何も予約が入らない場合には、「売上ゼロ」という事態に陥ってしまいます。結婚式会場としましては、「売上ゼロ」のまま

複写

月日を経過するよりも、多少の価格割引を伴うとしても予約を入れた方が利益につながります。すなわち、「スマ婚」は、結婚式会場の「稼働率」を上げるためのシステムとなっております。

そして、「スマ婚」のホームページにおいても記載しておりますとおり、「従来の式場では一日に挙げられる件数が限られるため」、貴団体のご指摘する「薄利多売」が不可能でしたが、「スマ婚」では、「自社会場を持たず沢山の提携会場を持つ」ために、一日に挙げることができる件数が多く、従って、1組あたりの利益を少なくすることが可能になり、すなわち、コストを下げる事が可能となっております。よって、「薄利多売」が可能となっております。

以上の理由により、「スマ婚」は、サービスのクオリティを維持したままの低価格化を実現し、その旨をホームページにてご説明している次第です。

(イ) ②さまざまなか間マージン、持込料のカット

貴団体から、「会場も貴社も、中間マージンを一切廃除しているのか、明らかになっていません」、「会場が、自社プロデュースの場合には中間マージン(持込代を含む)を取得し、貴社がプロデュースする場合にのみ中間マージンを廃除する理由も、全く理解できません」、「会場側の用意した花屋より安価だったとしても、会場側の花屋と同じクオリティで装花サービスを行っているかどうか、全く明らかになっていません」との指摘をいただきました。

この点につきましては、「中間マージン、持込料のカット」は事実です。

結婚式会場が、「スマ婚」において中間マージンの廃除に応じる理由は、上記のとおり、「スマ婚」システムにより、結婚式会場の空転を避け、売上を立てることが可能となるからです。そして、衣装、生花、引き出物、映像等の各種関連会社にとっても、これまでは特定の業者のみに取引が許されていた結婚式会場について、「持込料」が無料となることにより、新規に取引を開始することができ、ビジネスチャンスとなります。各種関連会社にとっても、かかるビジネスチャンスを得ることができるという利点が存在するため、「スマ婚」は低価格化を実現しております。何より、かかるシステムにより、新郎新婦の選択肢が大きく広がり、新郎新婦様が希望するスタイルを実現することが可能となっております。

ウ 「スマ婚」におけるサービスのクオリティについて

「スマ婚」がサービスのクオリティを維持しつつ、低価格を実現した理由は上記のとおりです。従いまして、単に、低価格のみを訴えるホームページであれば、「スマ婚」システムを利用した一般消費者が、その期待に反して、従来の結婚披露宴よりクオリティが下がってしまったとの不満を抱きかねません」との貴団体のご指摘は、もっともなご指摘と存じます。

しかしながら、「スマ婚」のホームページにおいては、単に低価格を主張するのではなく、上記説明も行わせていただいておりますため、閲覧した新郎新婦の方々の不安、不満を招くことはないものと思っております。

業態は異なりますが、航空料金における格安航空券が正規料金より低下であるにもかかわらず、そのサービスの質が何ら変わらないのと同様である旨ご了解いただければ幸いです。

エ 明朗な費用見積もり

低価格サービスの提供のほか、「スマ婚」がもっとも重要視していることが、新郎新婦に対する「明朗会計」です。ホームページにおいて「最初の見積もりが最終見積もりです」と説明しているとおり、価格の説明に細心の注意を払っております。

オ 景品表示法について

今般、貴団体より、「スマ婚」のホームページ内の記載の一部につき、景品表示法における「不当表示」に該当するおそれがあるのではないかとのご指摘をいただきました。

そこで、景品表示法の立法趣旨から改めて検討してみますと、「価格表示が適正に行われないうちは、消費者の選択を誤らせるとともに、市場における公正な競争が阻害され、価格表示が持つ機能が発揮されなくなる」ため不当表示が規制されるとされており(公正取引委員会『不当な価格表示についての景品表示法上の考え方』)。一方、同じく公正取引委員会が説明するとおり、そもそも「事業者が市場の状況に応じて自己の販売価格を自主的に決定することは、事業者の活動において最も基本的な事項」であり、「販売価格に関する情報を消費者に伝達・訴求するために価格表示が積極的に行われ」るからこそ、「事業者間の競争と消費者の選択が確保される」ものと存じます(同『不当な価格表示についての景品表示法上の考え方』)。

不当表示が許されないことは論を待たないところでございますが、事業者の活動を過度に制約することは、かえって景品表示法が求める「事業者間の競争と消費者の選択」を阻害するものにほかなりません。不当表示の該当性につきましては、上記観点より「消費者の選択」を誤らせるかどうか、「公正な競争」を阻害するかどうかという判断を行うことが肝要かと存じます。

本件の場合、貴団体よりご指摘いただいた「スマ婚」ホームページ内の記載は、いずれも事実であり、

複写

消費者である新郎新婦を誤認させるような説明はございません。公正取引委員会の『不当な価格表示についての景品表示法上の考え方』において列挙されている不当表示の例のいずれにも該当しておりません。

むしろ、低価格実現の理由等を敢えて公開することにより、「事業者間の競争」を公正に行い、そして、「消費者の選択」をより促進するものであると自負しております。

カ 「スマ婚」の運営理念

「スマ婚」ホームページにおいても記載しておりますが、当社は、「結婚式は費用面であきらめるようなものであってはならない」、「結婚式が結婚生活を圧迫するものであってはならない」との信念のもとに運営を行っております。既に、当社利用規約によりご確認いただいているものと存じますが、「スマ婚」では、費用の前払いは一切ありません。

これも一にかかって、新郎新婦のためのサービス提供をさせていただき、そのことこそが、当社のビジネスにつながるものであるという運営理念に基づくものです。

今般の貴団体からのご指摘を受け、より良い「スマ婚」とするべく鋭意努力して参る所存です。

今後ともどうぞ宜しくお願い申し上げます。

2 利用規約第12条【完全履行】第2号について

(1) 申入れいただいた内容

挙式披露宴の開始時間が遅延した場合のサービス内容の変更等につき、第12条第2号の削除又は修正するようご指摘いただきました。

(2) 当社の見解

条文の削除又は修正と不要であると思料しております。

ご指摘いただいた民法第563条は、「履行不能」の場合について定めたものであるところ、本件は、「履行不能」を想定したものではありません。挙式披露宴は「分刻み」のスケジュールによって執り行なわれます。従いまして、主賓の挨拶、新郎新婦のお色直し、参列者による出し物等の各状況により、分刻みのスケジュールに若干の差異が生じる場合があります。上記条項がなくとも、本来の民法の原則に従えば、若干のスケジュールの差異について履行遅滞等は問題にならないものと存じます。本条は、かかる点を確認的に記載したものに過ぎず、新郎新婦である消費者の利益を特段害するものではないと思われま

3 利用規約第13条【不可抗力】第1項について

(1) 申入れいただいた内容

挙式披露宴の安全かつ円滑な実施が不能となった場合の免責条項に関し、第13条第1項第8号ないし第10号について、「乙の責めによらないものであること」を併記するようご指摘いただきました。

(2) 当社の見解

第1項本文において、既に「乙の責めに帰すべからざる事由により」との文言を入れておりますので、特段の追記は不要と存じます。

4 利用規約第16条【契約の解除】について

(1) 申入れいただいた内容

挙式披露宴の解除事由につき、第16条第2項等の削除、違約金額につき、平均的損害を超えないように見直すようご指摘いただきました。

(2) 当社の見解

いずれも、特段の削除又は修正は不要と思料しております。

ア 解除事由について

違法行為、危険行為又は契約違反行為があった場合の解除につき、「無催告」である点が、消費者の利益を侵害するものであるとのご指摘をいただきました。

ごく一般的な取引等であれば、もっともなご指摘かと存じます。

しかしながら、挙式披露宴は、利用者である新郎新婦にとって一生に一度の舞台です。大勢の参列者が一堂に会する催事であり、トラブルは許されません。例えば、新郎新婦の氏名等に虚偽があった場合、それは新郎と新婦との間に、またはそのご親族同士でのトラブルが発生することは必至です。違法行為、危険行為につきましても、新郎新婦はもちろん、大事な列席者の方々に危害が及ぶような事態は絶対に避けなければなりません。挙式披露宴のダブルブッキングにつきましても、どちらかの会場をキャンセルことにより、新郎新婦にはキャンセル料が発生してしまいます。

すなわち、ご指摘いただいた条項は、いずれも上記のような新郎新婦にとってのトラブルを防止するための条項です。従いまして、「無催告」であったとしても、決して新郎新婦の消費者としての利益を害するものではなく、むしろ有益であると解しております。

複写

イ 違約金について

キャンセル料及び違約金等を含め、当社利用規約は、社団法人日本ブライダル事業振興協会が策定したモデル約款に準拠しております。

このモデル約款は、大学教授、弁護士、主婦連合会等の識者による調査等を経て、消費者契約法の内容及び立法趣旨も踏まえ、策定されたものであり、消費者契約法の趣旨にむしろ合致したものであると思われま

す。なお、ここで、ブライダルサービスの特殊性について付言したいと思います。例えば、語学レッスン教室の場合、事業者は、同種同内容のサービスを不特定多数の消費者に提供することが可能です。このため、特定の消費者による申込が行われても引き続き、他の消費者に対する勧誘が可能で

すし、当該消費者がキャンセルを行ったとしても、語学レッスン教室自体の開催が不能になることはありません。しかしながら、ブライダルサービスにおいては、一旦、特定の日取りを新郎新婦のために押さえてしまうと、それ以降、他の消費者に対する勧誘はもちろん、申込みを受け付けることもできなくなります。このため、披露宴開催日が近づいた状態でキャンセルとなってしまうと、ブライダル業者にとっては、もはや開催日までに新たに契約を成立させることができなくなり、せっかくの日取りが空転してしまうこととなります。また、仮に新たに契約を成立させるとしても著しい料金減額を余儀なくされてしまい、結果、甚大な損害が生じてしまいます。かかるブライダルサービスの特殊性につきましてもご斟酌いただければと存じます。

5 利用規約第2.3条【合意管轄】について

(1) 申入れいただいた内容

専属的合意管轄につき、削除するようご指摘いただきました。

(2) 当社の見解

削除は不要であると解しております。

各都道府県に営業所を有する大規模事業体と異なり、当社は、資本金1000万円にも満たず、また、ショールームも関東を中心とする1か所のみです。本店登記のほかに支店登記は1つもありません。

従いまして、当社のような規模の事業体にとって、全国での訴訟に対応できる体制を整えることは莫大なコストを要します。結局、かかるコストを利用対価に反映させるとなると、事業者にとっても消費者にとっても益無きことと存じます。そうしますと、関東での事業が中心である当社にとりましては、本店所在地を専属的合意管轄とすることにつき、相当程度の合理性を有するものと解しております。従いまして、管轄についての規定は、そもそも消費者の「権利を制限」し、又は「義務を加重する」ものではないという学説も主張される中、本件では「消費者の利益を一方的に害する」ものではないと思われま

第2 問い合わせ事項について

1 利用規約第4条【キャンセル料】について

問い合わせいただいた事項について、当社は、各取引先との間の秘密保持契約により守秘義務を負っております。従いまして、開示することはできません旨ご了承ください。

なお、上述のとおり、キャンセル料につきましては、社団法人日本ブライダル事業振興協会が策定したモデル約款に依拠しており、消費者契約法との関連でも何ら問題ないものと思料しております。

2 利用規約第6条【予約人数の確定】について

(1) 照会事項①及び②について

「挙式披露宴開催の21日前までに確定した予約人数」を通知いただくこととなります。

(2) 照会事項③について

各取引先との間の契約内容につきましては、秘密保持契約により守秘義務を負っておりますため、開示することはできません。何卒ご了承ください。

3 利用規約第7条【挙式日の変更等】について

(1) 照会事項(ア)について

規約に記載のとおりとなります。残念ながら、あらゆる場合に応じた具体的な金額を事前に計算することは不可能かと存じます。

(2) 照会事項(イ)について

各取引先との間の契約内容につきましては、秘密保持契約により守秘義務を負っておりますため、開示することはできません。何卒ご了承ください。

(3) 照会事項(ウ)について

提携先会場に対する変更手数料のほか、生花については、生花の性質上、再発注を行う必要があります。衣装についても、当該レンタルドレスが変更期日において既に予約が入っている場合には、別ドレスの再

レンタル等が必要となります。その他に、ビデオカメラ撮影業者、披露宴における料理等についても再発注が必要となります。臨時スタッフの採用、会場との再打ち合わせのほか、席次表、プログラムその他の資料の再作成、全プログラムに関する新郎新婦との再打ち合わせが必要となります。

日時の変更等は、会場に変更がなかったとしても、法的には、挙式披露宴契約のキャンセルと、新規挙式披露宴契約の締結に他ならないかと存じます。しかしながら、当社では、キャンセルに準じた取扱を敢えて避けております旨、ご理解賜りたく存じます。

4 利用規約第8条【会場の変更】について

(1) 照会事項(ア)について

会場変更を伴う場合には、第7条は適用されません。

(2) 照会事項(イ)について

各取引先との間の契約内容につきましては、秘密保持契約により守秘義務を負っておりますため、開示することはできません。何卒ご了承ください。

(3) 照会事項(ウ)について

上記3(3)でご回答させていただいたとおりです。法的には、挙式披露宴契約のキャンセルと、新規挙式披露宴契約の締結に他ならず、当社ではモデル約款に依拠した対応を採らせていただいております。

5 利用規約第9条【利用料金の延着等】について

(1) 照会事項(ア)について

なお、正当事由の有無については、個々の具体的案件に応じて判断させていただくこととなります。なお、民法上は金銭の支払債務につき、かかる正当事由による免責は認められていないにもかかわらず、当社では、案件に応じた対応を採らせていただいている点をご斟酌いただければと存じます。

(2) 照会事項(イ)について

規約にてご説明させていただいておりますとおりでございます。

「スマ婚」では、新郎新婦の利益に資するため、申込金を除く全体料金については前払い制度を採っております。おそらく、かかるブライダル業者はほかにはないのではないかと考えられます。当社の想いをご理解いただけることを願っております。

6 利用規約第14条【中途解約】について

上記でご説明しましたとおり、当社では、社団法人日本ブライダル事業振興協会が策定したモデル約款に依拠しており、消費者契約法との関連でも何ら問題ないものと思料しております。具体的金額につきましては、案件毎に異なりますため、本書で一義的にご回答することはできません旨ご了承ください。

以上をもって、回答とさせていただきます。

この度は、「スマ婚」に関するご指摘をいただき、ありがとうございました。消費者のために分かりやすく、誤解のないように、との理念は、「スマ婚」の運営理念そのものです。

当社においては、これまで消費者である新郎新婦の皆様との間で特段の係争が生じたことはありませんでしたが、新郎新婦の皆様にとって一生に一度の大舞台を、より明快かつより高品質のサービスとしてご提供すべく、邁進していく所存です。

貴団体よりいただいたご指摘事項につきましては、今後の規約の改訂作業等に当たって真摯に検討させていただきます。

今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

草々

平成24年7月11日

通知人会社 株式会社メイション
上記代表者代表取締役 七田 幸彌
〒104-0061
東京都中央区銀座2丁目8番9号
本挽館銀座ビル201号室 真法律会計事務所
TEL 03-5524-7807
FAX 0

上記通知

同

同

(担当) 同

同

差出人

〒104-0061 東京都中央区銀座2丁目8番9号本挽館銀座ビル201号室 真法律会計事務所

受取人

〒464-0824 愛知県名古屋市中区千種区稲舟通り1丁目39番地 生協生活文化会館
特定非営利活動法人あいち消費者被害防止 ネットワーク 理事長 杉浦 市郎 殿

郵便認証司

平成24年7月11日

この郵便物は平成24年7月11日
第10268386365号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。

郵便事業株式会社

受付通番：2012071115542600100001号

5 / 5頁

新 東 京
24. 7. 11

12-18